

●オンライン会議の実施について

〔平成24年12月21日
日本学術会議第167回幹事会決定〕

日本学術会議における会議（総会及び部会を除く。）の開催に当たっては、オンライン会議の実施を推進することとし、具体的には以下に定める要領に従うこととする。

- 1 オンライン会議とは、次の各号の要件すべてに合致する会議をいう。
 - (1) 日本学術会議庁舎以外の場所から参加する者（以下「遠隔地参加者」という。）が、情報通信機器及びオンライン会議ソフトを用いて音声及び映像を即時に他の参加者に伝達すること（遠隔地参加者間の伝達を含む。）により、参加者が一堂に会するのと同等の議論を行えるものであること
 - (2) 遠隔地参加者を画面上で確認できること
- 2 本決定は、日本学術会議における会議（総会及び部会を除く。以下「委員会等」という。）に適用するものとする。
- 3 非公開案件については、原則として、オンライン会議の対象とする。ただし、各委員会等の長が、案件の内容に照らして適当でないと判断した場合は、対象から除くことができる。非公開案件を審議する際、遠隔地参加者は、遠隔地において審議を傍聴する者がいないことを確認する。
- 4 オンライン会議による参加は、日本学術会議会則（平成17年10月24日日本学術会議規則第3号）第31条及び日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第20条において準用する日本学術会議法（昭和23年7月10日法律第121号）第24条第1項の出席として扱うこととする。
- 5 当該会議の議事進行を務めた者（委員会等の役員であることが望ましい）は幹事等に議事要旨を作成させるとともに、必ず出欠確認を行うこととする。
- 6 オンライン会議の実施に当たっては、個人情報情報の漏えい防止など、セキュリティには十分配慮することとする。
- 7 オンライン会議の実施に際しては、事務局の職員が必要な支援を行うこととする。
- 8 遠隔地参加者には、日本学術会議庁舎内で会議を行う場合と同様に、手当を支給する（外部の参考人を招致した場合は、「手当」を「謝金」と読み替えて適用する。）。ただし、小委員会については支給しない。

附 則

- 1 この決定は、平成25年1月15日から施行する。
- 2 この決定については、施行後の運用を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。

附 則（平成28年6月24日日本学術会議第230回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和5年9月25日日本学術会議第353回幹事会決定）

この決定は、令和5年10月1日から施行する。